

藤枝市路上喫煙の防止に関する条例案要綱 新旧対照表

旧：条例案要綱（当初）	新：条例案要綱（意見等反映後）	備考
<p>第1 目的</p> <p>路上喫煙の防止に関する基本的事項を定めることにより、<u>歩行者等の身体及び財産を保護し、</u>もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1 目的</p> <p>路上喫煙の防止に関する基本的事項を定めることにより、<u>路上喫煙に伴う第三者への副流煙による健康被害及び火傷並びに吸い殻の散乱を防止し、</u>もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>パブコメ 意見反映</p>
<p>第2 定義</p> <p>(2) <u>路上喫煙 道路等において喫煙することをいう。</u></p>	<p>第2 定義</p> <p>(2) <u>路上喫煙 道路等においてたばこを吸うこと、又は火のついたたばこを所持することをいう。</u></p>	<p>パブコメ 意見反映</p>
<p>第3 市の責務</p> <p>市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止についての施策を<u>総合的に実施しなければならない。</u></p>	<p>第3 市の責務</p> <p>市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止についての施策を<u>総合的かつ積極的に実施しなければならない。</u></p>	<p>パブコメ 意見反映</p>
<p>第5 路上喫煙の防止</p> <p><u>何人も道路等において、歩行中又は自転車乗車中に喫煙をしないよう努めなければならない。</u></p>	<p>第5 路上喫煙の防止</p> <p>(1) <u>市民等は、歩行中又は自転車乗車中に路上喫煙をしないよう努めなければならない。</u></p> <p>(2) <u>市民等は、重点場所において路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができるものとして指定した場所にあつては、この限りではない。</u></p>	<p>その他 修正</p>
<p>第6 路上喫煙防止の重点場所</p> <p>(1) <u>何人も、重点場所においては、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、道路等を管理する権限を有する者が指定した場所にあつては、この限りではない。</u></p> <p>(2) <u>市長は、重点場所においては、第3の規定による施策を積極的に推進しなければならない。</u></p>	<p>第6 路上喫煙禁止地区</p> <p>(1) <u>市長は、この条例の目的を達成するため、重点場所のうち特に必要と認める地区を規則で定めるところにより、路上喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。</u></p> <p>(2) <u>第6の(1)の規定による指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。</u></p> <p>(3) <u>市長は、規則で定めるところによ</u></p>	<p>パブコメ 意見反映</p>

	<p>り、<u>第6の(1)の規定による指定を変更し、又は解除することができる。</u></p> <p>(4) <u>第6の(1)の規定による指定及び前項の規定による変更又は解除は、その地区を告示することにより行うものとする。</u></p>	
	<p>第7 路上喫煙の禁止</p> <p><u>市民等は、禁止地区内において路上喫煙をしてはならない。ただし、道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができるものとして指定した場所にあつては、この限りではない。</u></p>	パブコメ 意見反映
<p>第7 指導及び勧告</p> <p>(1) <u>市長は、第5又は第6の規定に反し、本条の目的を著しく害している<u>と認められる者に対して、是正に必要な指導をすることができる。</u></u></p> <p>(2) <u>市長は、(1)の指導に従わない者に対して、是正するよう勧告することができる。</u></p>	<p>第8 指導及び勧告</p> <p>(1) <u>市長又は市長が指定した職員（次項において「市長等」という。）は、第7の規定に違反している者に対して、是正に必要な指導をすることができる。</u></p> <p>(2) <u>市長等は、第8の(1)の指導に従わない者に対して、是正するよう勧告することができる。</u></p>	その他 修正
<p>第8 委任</p> <p>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第9 委任</p> <p>同左</p>	その他 修正